

食安輸発1001第1号
平成26年10月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ルーマニア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成26年9月29日付け食安輸発0929第3号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入者による自主検査の結果、ルーマニア産りんごジュースにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、パツリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2（製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。）及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成26年10月1日	ルーマニア	りんごジュース（原料果汁がりんごに由来するものに限る。）及び原料用りんご果汁	パツリン	S. C. PROLISOK DESIGN S. R. L.